

人事行政の運営等の状況について公表します。

川口市では、職員数や給与、定員管理その他の人事行政の運営等の状況についてみなさんに知っていただくために、次のとおり公表します。

〔 お問合せ先：048-258-1110（市役所代表）
人事・給与…職員課（内線2251）・定員管理…行政管理課（内線2236）・公平委員会（内線2401・2402） 〕

第1編 各任命権者からの報告の概要

第1章 職員の任免・職員数の状況

1 職員の任免の状況

(1) 採用の状況（平成22年度）

区分	人数
行政職・保育士・消防職等	130人（42人）
医師	24人（4人）
医療技師	4人（4人）
看護師・助産師・保健師	48人（41人）
現業職	6人（6人）
教育職	41人（18人）
学校事務職	6人（6人）
合計	259人（121人）

（注）（ ）内は女性数であり、内書きです。

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち改めて採用される職員です。

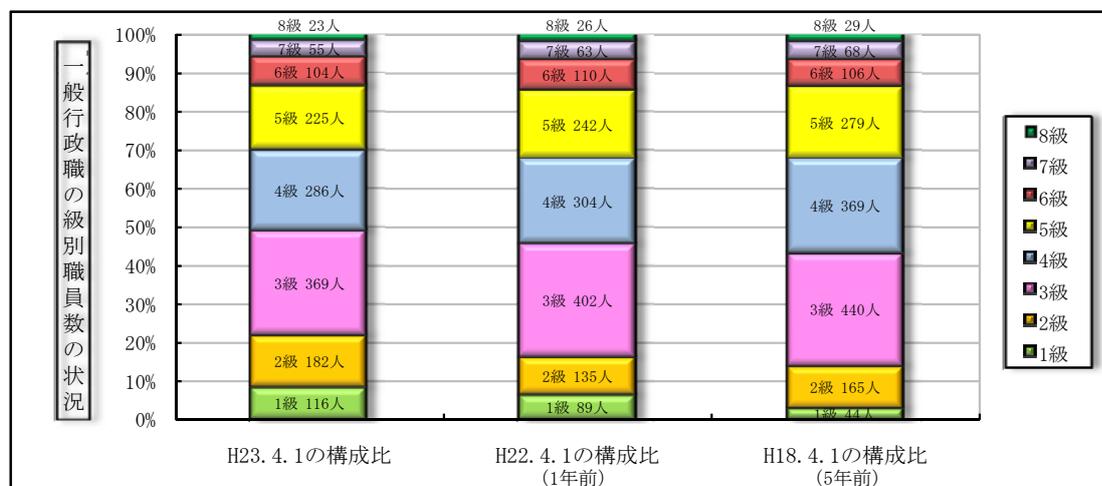
区分	人数	任用形態
平成22年度	204人	短時間勤務職員

（注）任期更新された職員を含みます。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長・理事の職務	23人	1.7%
7級	次長・参事の職務	55人	4.1%
6級	課長・主幹の職務	104人	7.7%
5級	課長補佐・副主幹の職務	225人	16.5%
4級	係長・主査の職務	286人	21.0%
3級	主任の職務	369人	27.1%
2級	主事・技師の職務	182人	13.4%
1級	主事補・技師補の職務	116人	8.5%
合計		1,360人	100.0%

（注）1 上記の職員数は、川口市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 埼玉県条例が適用される学校事務職 10人は除いています。



(4) 職員の退職の状況 (平成22年度)

(単位：人)

区分 事由	行政職 保育士 消防職等	医師	医療技師	看護師 助産師 保健師	現業職	教育職	学校 事務職	再任用	計
定年退職	121 (12)	2 (1)	1 (0)	4 (4)	10 (1)				138 (18)
勸奨退職	19 (6)				1 (0)				20 (6)
普通退職	29 (10)	16 (4)	1 (0)	44 (40)	4 (3)	20 (7)		7 (0)	121 (64)
死亡退職	6 (2)								6 (2)
分限免職・失職	1 (0)								1 (0)
任期満了						29 (14)	7 (7)	198 (35)	234 (56)
計	176 (30)	18 (5)	2 (0)	48 (44)	15 (4)	49 (21)	7 (7)	205 (35)	520 (146)

(注) 1 ()内は女性数であり、内書きです。

2 再任用職員については、翌年度再任用(任期更新)された職員も含まれています。

2 定員管理の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成22年		
一般行政部門	議会	16	16	0	
	総務企画	373	379	▲6	職員配置見直しによる減
	税務	120	121	▲1	職員配置見直しによる減
	民生	606	585	21	福祉部門の充実による増
	衛生	351	356	▲5	職員配置見直しによる減
	労働	7	7	0	
	農林水産	15	15	0	
	小計	1,776	1,774	2	
特別行政部門	教育	526	528	▲2	職員配置見直しによる減
	消防	483	482	1	職員配置見直しによる増
	小計	1,009	1,010	▲1	
公営企業等 会計部門	病院	733	731	2	医療体制充実による増
	水道	96	98	▲2	職員配置見直しによる減
	下水道	70	70	0	
	その他	159	164	▲5	職員配置見直しによる減
	小計	1,058	1,063	▲5	
合計		3,843 [4,024]	3,847 [4,024]	▲4 [0]	

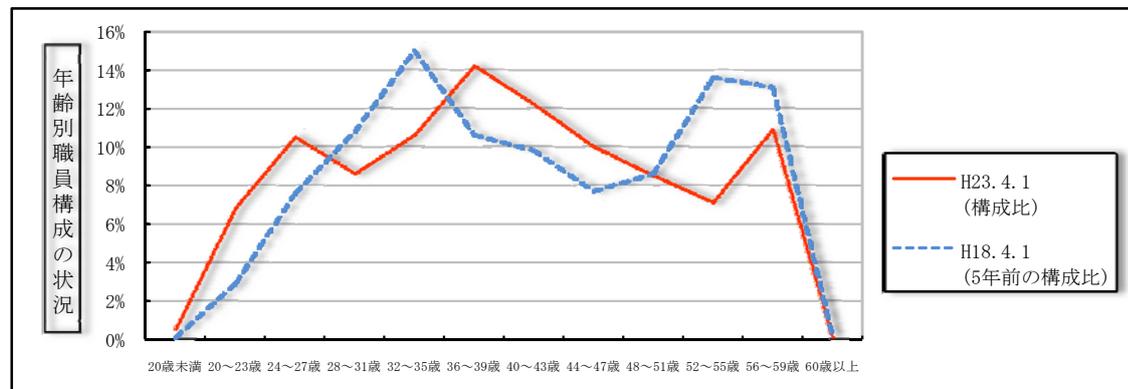
(注) 1 職員数は一般職(教育長を除きます。以下特に記載がない限り、一般職に関する数値については、教育長を除いたものとしています)に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する退職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員は除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20~ 23歳	24~ 27歳	28~ 31歳	32~ 35歳	36~ 39歳	40~ 43歳	44~ 47歳	48~ 51歳	52~ 55歳	56~ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	19	260	405	329	406	545	470	386	325	274	420	4	3,843
構成比(%)	0.5	6.8	10.5	8.6	10.6	14.2	12.2	10.0	8.5	7.1	10.9	0.1	100.0

(注) 年齢は実年齢です。なお、他の項目に記載する年齢はすべて満年齢です。



(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在、単位：人・%)

年度 部門	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	1,864	1,847	1,822	1,806	1,774	1,776	▲88 (▲4.7%)
教 育	585	570	563	539	528	526	▲59 (▲10.1%)
消 防	470	478	479	486	482	483	+13 (+2.8%)
公営企業	1,046	1,027	1,043	1,071	1,063	1,058	+12 (+1.1%)
総合計	3,965	3,922	3,907	3,902	3,847	3,843	▲122 (▲3.1%)

(注) 職員数は定員管理調査における部門別職員数です。

第2章 職員の給与の状況

1 職員の給与の状況（総括）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（単位：千円）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成21年 度の人件費率
平成22年度	496,197 人	142,972,674	11,054,614	27,580,662	19.3 %	20.2 %

（注）人件費は、特別職、議員及び教育長の人件費を含んだ額です。

(2) 職員給与費の状況（一般職）

（単位：千円）

区分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A	(参考)類似 団体一人あ たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度 一般・特別会計当初予算	3,027人	12,929,359	3,657,266	5,095,123	21,681,748	7,163	/
平成22年度 普通会計決算	2,785人	11,249,785	3,103,861	4,304,123	18,657,769	6,699	6,522

（注）1 上記には、再任用短時間勤務職員及び教育長を含みません。

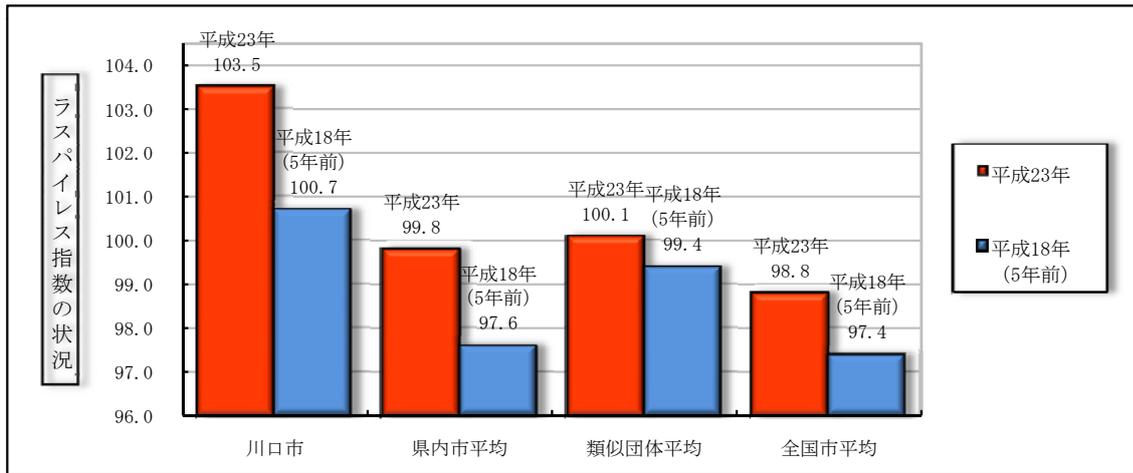
2 職員手当には、期末・勤勉手当及び退職手当を含みません。

3 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体として、総務省が示している団体です。
川口市の場合は、全国の特例市が類似団体です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	平成23年	5年前 (平成18年)
川口市	103.5	100.7
県内市平均	99.8	97.6
類似団体平均	100.1	99.4
全国市平均	98.8	97.4

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



（参考）地域手当補正後ラスパイレス指数 106.3 （平成22年4月1日現在）

（注）「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正（平成22年4月1日現在における団体の市の支給率と国制度の支給率により算出）したラスパイレス指数です。

(4) 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	152,800	218,600	254,200	312,100	341,500	351,700	354,200
最高号給の給料月額	244,800	309,800	356,800	433,400	452,700	485,000	502,500	538,700

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川口市	41.4 歳	335,888 円	441,805円	401,374 円
埼玉県	44.0 歳	354,353 円	449,607円	401,847 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円

② 現業職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川口市	42.1歳	261人	313,031円	398,690円	363,958円
うち清掃職員	42.8歳	158人	323,977円	421,513円	378,420円
うち学校給食職員	40.3歳	67人	284,739円	336,242円	325,436円
うち自動車運転手	50.3歳	1人	355,400円	579,602円	422,226円
うち守衛	40.9歳	5人	283,120円	402,230円	336,751円
うちその他	42.9歳	30人	322,143円	411,336円	376,414円
埼玉県	53.8歳	523人	361,684円	418,408円	400,573円
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円

区分	民間			(参考) 年収ベース(試算値)の比較		
	対応類似職種	平均年齢	平均給与月額	公務員 (C)	民間対応類似職種 (D)	C/D
川口市				6,373,434円		
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	6,558,475円	4,035,300円	1.63
うち学校給食職員	調理士	41.7歳	271,400円	5,285,398円	3,715,300円	1.42
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	53.9歳	274,200円	8,664,062円	3,680,800円	2.35
うち守衛	守衛	62.5歳	234,800円	6,079,813円	3,584,400円	1.70

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査に公表されているデータを使用しています。
(平成20～22年の埼玉県(廃棄物処理業従業員は全国)における3ヶ年平均)

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

※ 公務員の職種と民間の職種等については、川口市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員も含んでおり、平均年齢のほか、経験年数、業務内容、雇用形態等が一致しておらず、さらに平均給与月額(国ベースを除く)及び年収については、時間外勤務手当等も算入されていることから、単純に比較することはできません。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川口市			
高等学校	45.2 歳	398,374 円	476,892 円
幼稚園	45.0 歳	384,408 円	441,394 円

④ 企業職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川口市	37.9 歳	329,117 円	474,150 円
うち医師	43.6 歳	501,710 円	991,019 円
うち医療技師	40.3 歳	323,369 円	442,252 円
うち看護師等	34.5 歳	290,669 円	383,337 円
うち企業行政職	43.1 歳	349,053 円	467,086 円
うち企業現業職	44.1 歳	322,658 円	392,667 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料(基本給)の平均額です。なお、国については俸給(本俸)の平均額です。

2 「平均給与月額」とは、給料の月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国が公表している国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 上記には、再任用短時間勤務職員は含まれていません。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		川口市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	181,200 円	196,800 円	181,200 円	200,000 円
	高校卒	150,500 円	162,300 円	140,100 円	149,800 円
現業職	大学卒	181,200 円	194,500 円	—	—
	高校卒	150,500 円	162,300 円	137,200 円	146,700 円
教育職(高等学校)	大学卒	199,700 円	214,000 円	—	—
企業職	大学卒	181,200 円	196,800 円	—	—
	高校卒	150,500 円	162,300 円	—	—

(注) 上記の一般行政職・企業職の初任給の額は、学校事務を除く事務・技術系職員の額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,997 円	304,734 円	364,729 円
	高校卒	217,650 円	265,700 円	311,133 円
現業職	高校卒	233,520 円	268,640 円	318,206 円
企業職	大学卒	257,498 円	308,855 円	363,380 円
	高校卒	237,900 円	277,500 円	328,133 円

(注) 上記のうち、企業職については、医師を除いています。また、該当者がいないため、一般行政職の高校卒・経験年数10年の欄には経験年数9年の職員を、企業職の高校卒・経験年数15年の欄には経験年数16年の職員の平均給料月額を記載しています。

(4) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の昇給への反映については、勤務評定（第6章の2に記載）による場合を除き、実施していません。

4 職員の手当の状況（一般・特別会計）

(1) 期末手当・勤勉手当

年度	川口市			国		
	一人あたり平均支給額（平成22年度） 1,560 千円					
	支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
平成22年度	6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)	6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)
	12月期	1.35月分 (0.8月分)	0.65月分 (0.3月分)	12月期	1.35月分 (0.8月分)	0.65月分 (0.3月分)
	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
平成23年度	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)
	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)
	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

(注) 1 一人あたりの平均支給額は、平成22年度に一般職（再任用職員を除く）に支給された平均額です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

川口市			国		
区分	自己都合	勸奨・定年	区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高支給率	59.28月分	59.28月分	最高支給率	59.28月分	59.28月分
加算措置	なし	勸奨については定年残年数1年につき2%を加算	加算措置	なし	勸奨については定年残年数1年につき2%を加算
その他の加算措置	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり	その他の加算措置	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり
退職時特別昇給	なし	なし	退職時特別昇給	なし	なし
平一 均人 支あ 給た 額り	市長事務局	5,940 千円	29,617 千円		
	公営企業以外の全部局	4,671 千円	29,539 千円		

(注) 1 一人あたりの平均支給額は、平成22年度に退職した一般職に支給された平均額です。

2 自己都合には、傷病・死亡による退職を含みません。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度一般・特別会計決算）	1,176,168 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	367,553 円

(注) 1 支給実績は、一般職支給額です。

2 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月1日現在の一般職の地域手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度一般・特別会計決算）	88,474 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	34,547 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	29.3 %
手当の種類（手当数）	13 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	健康増進部保健衛生課職員、 経済部グリーンセンター職員	感染症、植物等の 防疫作業	1日320円
行旅死病人取扱 業務手当	福祉部生活福祉課職員	行旅病人、行旅死亡人、 変死人の取扱業務	行旅病人 1回1,640円 行旅死亡人・変死人 1体2,590円
清掃業務手当	環境部職員、 都市計画部公園課職員	廃棄物の処理作業、 清掃業務	廃棄物処理作業 1日210円 その他の清掃作業 1日210円
土木作業手当	建設部職員	道路、橋りょうの補修、 舗装、護岸工事等の 土木作業	1日440円
下水道業務手当	下水道部職員、 建設部道路維持課職員	沈砂池の清掃作業、 汚泥処理作業、 下水管の清掃、取付作業 その他下水処理業務	沈砂池の清掃作業等 1日570円 その他下水処理業務 1日210円
自動車運転業務 手当	自動車運転業務に従事した職員	バス、清掃車、トラック ショベルローダ、 ホイールローダ、 グレーダ、ブルドーザ、 その他特殊車、消防車の 運転業務	バス、清掃車 1日610円 トラック小型 1日520円 トラック大型 1日550円 等

出場手当	消防職員	火災、救助、救急事故 その他災害等の出場業務	救急業務 1回330円 火災等の消防活動 1回520円 災害の救出救助業務・ 潜水業務 1回700円
公害調査業務 手当	環境部職員	ガス・粉じん等の有害 物、高熱、騒音等を発散 する場所で行う調査・指 導業務	1日250円
建築指導等業務 手当	都市計画部開発審査課職員、 同建築審査課職員	違反建築物、違法開発行 為に対する指導業務、是 正のための検査・指導	1日290円
調理業務手当	給食センター及び 学校給食調理場の職員	給食調理業務	1日210円
特殊資格業務 手当	資格（建築主事、 電気主任技術者、 ボイラー・タービン主任技術者、 救急救命士）を要する 業務を実施する職員	建築主事の建築確認業 務、電気主任技術者の電 気工作物保安監督業務、 ボイラー・タービン主任 技術者のボイラ・タービ ン保安監督業務、救急救 命士の救急業務	各 1月4,000円
市税事務手当	理財部職員、 健康増進部 国民健康保険課職員	市税の滞納整理・滞納処 分事務	1月4,000円
特定福祉業務 手当	社会福祉事務所職員、 福祉部わかゆり学園職員	社会福祉事務所における 指導監督業務、わかゆり 学園における援護業務	1月5,000円

(注) 1 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月1日現在職員のうち管理職職員を除く特殊勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

2 支給職員の割合は、一般・特別会計職員に対する平成23年5月（4月実施）の特殊勤務手当支給職員数の割合です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度一般・特別会計決算）	738,447 千円
職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	308,586 円
支給実績（平成21年度一般・特別会計決算）	749,435 千円
職員一人あたり平均支給年額（平成21年度）	316,886 円

(注) 職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を各年4月1日現在職員のうち時間外勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含み、教育職を除く）で除した額です。

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度 一般・特別会計 決算)	支給職員一人あたり 平均支給年額 (平成22年度 一般・特別会計)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円	同じ		331,922 千円	233,091 円
住居手当	借家・借間 (最高支給限度額) 28,000円 持家 6,500円	異なる	国は、 借家・借間 27,000円	258,282 千円	124,593 円
通勤手当	通勤相当額または 距離に応じた額 (最高支給限度額 月当たり55,000円)	異なる	国は、 距離に応じた額の支給 区分が異なる	233,705 千円	84,984 円
管理職手当	部長 78,850円 理事 73,040円 次長 63,910円 参事 59,760円 課長 58,650円 主幹 51,000円 課長補佐 48,400円 副主幹 42,240円 (減額後の額)	異なる	国は、 本省課長 139,300円 本省室長 94,000円 出先機関課長 55,500円 等	400,752 千円	615,595 円

休日勤務手当	休日の正規の勤務時間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の135/100	同じ		128,414 千円	578,440 円
単身赴任手当	異動等による遠距離単身赴任者 23,000円 (加算措置あり)	同じ		348 千円	348,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の25/100	同じ		39,839 千円	120,359 円
宿日直手当	一般の宿日直 6,400円	異なる	国は、 医師 当直 20,000円 常直 21,000円 農場等 5,100円 研修施設等 5,900円 一般の宿日直 4,200円	384 千円	6,400 円

(注) 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月（休日勤務手当・夜間勤務手当は5月（4月実施）、宿日直手当は平成23年4月（3月実施））の各手当支給職員数（再任用職員を含む一般職）で除した額です。

5 特別職等の給料等の状況

(1) 市長、副市長及び議員（平成23年12月1日現在）

区分	報酬等	給料月額等					
		給料・議員報酬月額		削減後の給料月額（削減期間、削減率）			
給料	市長	1,146,000 円		1,077,240 円（平成18年度から当分の間6%削減支給）			
	副市長	942,000 円		885,480 円（平成18年度から当分の間6%削減支給）			
議員報酬	議長	728,000 円					
	副議長	664,000 円					
	議員	621,000 円					
期末手当	市長	6月期	1.45月分	12月期	1.55月分	合計	3.0月分
	副市長						
	議長						
	副議長	6月期	1.8月分	12月期	1.9月分	合計	3.7月分
退職手当	市長	任期ごとに、給料月額×勤続期間(在職年数)×支給率(100分の500)を支給					
	副市長	任期ごとに、給料月額×勤続期間(在職年数)×支給率(100分の400)を支給					

(注) 上記のほか、地域手当、通勤手当の制度があります（議長、副議長、議員を除く）。

(2) その他の特別職及び教育長（平成23年12月1日現在）

区分	給料	給料月額等				
		給料月額		削減後の給料月額（削減期間、削減率）		
給料	教育長					
	水道事業管理者	814,000 円		765,160 円（平成18年度から当分の間6%削減支給）		
	病院事業管理者					
	常勤監査委員	625,000 円		587,500 円（平成18年度から当分の間6%削減支給）		
期末手当	6月期 1.45月分 12月期 1.55月分 合計 3.0月分					
退職手当	退職時に、給料月額×勤続期間(在職年数)×支給率(100分の300)を支給					

(注) 1 病院事業管理者が医師である場合には、給料の調整額（給料月額の25%）が支給されます。

2 上記のほか、地域手当、通勤手当の制度があります。

6 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

(単位：千円)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A
平成22年度	14,054,076	648,954	1,121,682	8.0 %

(注) 職員給与費は、特別職に係る額を含みます。

イ 予算(当初予算、一般職)

(単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	94人	449,517	149,281	181,911	780,709	8,305

(注) 1 職員数には、再任用短時間勤務職員を含みません。

2 職員手当には、期末・勤勉手当及び退職給与金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川口市(企業職 上水道事業)	44.8歳	516,642,000円	677,699円

(注) 1 上記の基本給とは、一般職の給料、地域手当及び扶養手当の平成23年度当初予算合計額です。

2 平均月収額は、平成23年度当初予算に計上された給与費(期末手当、勤勉手当等を含む)の予算額の合計額を平成23年度当初予算の一般職職員数(再任用短時間勤務職員を除く)で除した額をさらに12月で除した額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年度	川口市(企業職 上水道事業)			川口市(企業職以外の職員)		
	一人あたり平均支給額(平成22年度) 1,651千円			一人あたり平均支給額(平成22年度) 1,560千円		
	支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
平成22年度	6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)	6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)
	12月期	1.35月分 (0.8月分)	0.65月分 (0.3月分)	12月期	1.35月分 (0.8月分)	0.65月分 (0.3月分)
	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
平成23年度	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)
	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)
	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

(注) 1 一人あたりの平均支給額は、平成22年度に一般職(再任用職員を除く)に支給された平均額です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

川口市(企業職 上水道事業)			川口市(企業職以外の職員)		
区分	自己都合	勸奨・定年	区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
加算措置	なし	勸奨については 定年残年数1年 につき2%を加算	加算措置	なし	勸奨については 定年残年数1年 につき2%を加算
その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり
退職時特別昇給	なし	なし	退職時特別昇給	なし	なし
一人あたり 平均支給額	支給実績なし	29,116千円	一人あたり 平均支給額	4,671千円	29,539千円

(注) 1 一人あたりの平均支給額は、平成22年度に退職した一般職に支給された平均額です。

2 自己都合には、傷病・死亡による退職を含みません。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	43,985 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	407,269 円

- (注) 1 支給実績は、一般職支給額です。
 2 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月1日現在の一般職の地域手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	3,904 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	45,395 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	20.0 %
手当の種類（手当数）	3 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
未収金収納業務手当	出張し水道料金の未収金収納業務に従事した職員	水道料金の未収金収納業務	1日320円
自動車運転業務手当	水道部給水管理課現業職員	自動車運転業務	トラック小型 1日520円 給水車 1日610円等
上水道作業手当	水道部給水管理課現業職員	埋設管補修業務、消火栓移設業務等	1日440円

- (注) 1 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月1日現在職員のうち管理職職員を除く特殊勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。
 2 支給職員の割合は、平成23年5月（4月実施）の特殊勤務手当支給職員数の割合です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	20,017 千円
職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	232,756 円
支給実績（平成21年度決算）	15,219 千円
職員一人あたり平均支給年額（平成21年度）	183,361 円

- (注) 職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を各年4月1日現在職員のうち時間外勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度決算）	支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円	同じ		14,726 千円	245,425 円
住居手当	借家・借間（最高支給限度額） 28,000円 持家 6,500円 （新築後5年間は1,500円加算）	同じ		9,105 千円	113,811 円
通勤手当	通勤相当額または距離に応じた額（最高支給限度額月当たり55,000円）	同じ		9,592 千円	106,582 円
管理職手当	部長 78,850円 理事 73,040円 次長 63,910円 参事 59,760円 課長 58,650円 主幹 51,000円 課長補佐 48,400円 副主幹 42,240円 （減額後の額）	同じ		13,588 千円	617,632 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給	同じ		0 千円	- 円

- (注) 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月の各手当支給職員数（再任用職員を含む一般職）で除した額です。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

(単位：千円)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考)平成21年度 の職員給与費率
平成22年度	14,184,452	▲ 13,883	6,632,621	46.8 %	45.8 %

(注) 職員給与費には、特別職に係る額を含みます。

イ 予算(当初予算、一般職)

(単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	758 人	2,897,929	1,353,189	1,221,066	5,472,184	7,219

(注) 1 職員数には、再任用短時間勤務職員を含みません。

2 職員手当には、期末・勤勉手当及び退職給与金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川口市(企業職 病院事業)	37.0 歳	3,219,035,000 円	606,018 円

(注) 1 上記の基本給とは、一般職の給料、地域手当及び扶養手当の平成23年度当初予算合計額です。

2 平均月収額は、平成23年度当初予算に計上された給与費(期末手当、勤勉手当等を含む)の予算額の合計額を平成23年度当初予算の一般職職員数(再任用短時間勤務職員を除く)で除した額をさらに12月で除した額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年度	川口市(企業職 病院事業)			川口市(企業職以外の職員)		
	一人あたり平均支給額(平成22年度) 1,460 千円			一人あたり平均支給額(平成22年度) 1,560 千円		
	支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
平成22年度	6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)	6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)
	12月期	1.35月分 (0.8月分)	0.65月分 (0.3月分)	12月期	1.35月分 (0.8月分)	0.65月分 (0.3月分)
	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
平成23年度	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)
	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)
	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

(注) 1 一人あたりの平均支給額は、平成22年度に一般職(再任用職員を除く)に支給された平均額です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

川口市(企業職 病院事業)			川口市(企業職以外の職員)		
区分	自己都合	勸奨・定年	区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
加算措置	なし	勸奨については 定年残年数1年 につき2%を加算	加算措置	なし	勸奨については 定年残年数1年 につき2%を加算
その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり
退職時特別昇給	なし	なし	退職時特別昇給	なし	なし
一人あたり 平均支給額	931 千円	27,143 千円	一人あたり 平均支給額	4,671 千円	29,539 千円

(注) 1 一人あたりの平均支給額は、平成22年度に退職した一般職に支給された平均額です。

2 自己都合には、傷病・死亡による退職を含みません。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	288,018 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	394,005 円

- (注) 1 支給実績は、一般職支給額です。
 2 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月1日現在の一般職の地域手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	129,242 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	210,492 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	69.1 %
手当の種類（手当数）	6 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
エックス線業務手当	医療センター診療局 放射線科職員	エックス線撮影、 透視の業務	1日320円
自動車運転業務手当	医療センター職員	自動車運転業務	トラック小型 1日520円 トラック大型 1日550円 等
検査科勤務手当	医療センター診療局 検査科職員	医療センター検査科業務	1日250円
夜間看護業務手当	医療センター看護部職員	看護師等の深夜業務	深夜勤務6時間以上 1回4,120円 等
汚物処理業務手当	医療センター看護部職員	看護助手の汚物処理業務	1日250円
夜間等救急業務手当	医療センター職員	夜間救急業務	医師・薬剤師 1日7,080円 等

- (注) 1 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月1日現在職員のうち管理職職員を除く特殊勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。
 2 支給職員の割合は、平成23年5月（4月実施）の特殊勤務手当支給職員数の割合です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	231,579 千円
職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）	377,164 円
支給実績（平成21年度決算）	242,144 千円
職員一人あたり平均支給年額（平成21年度）	396,957 円

- (注) 職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を各年4月1日現在職員のうち時間外勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度決算）	支給職員一人あたり平均支給年額（平成22年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円	同じ		49,521 千円	212,536 円
住居手当	借家・借間 (最高支給限度額) 28,000円 持家 6,500円	同じ		74,268 千円	162,513 円
通勤手当	通勤相当額または 距離に応じた額 (最高支給限度額 月当たり55,000円)	同じ		58,649 千円	127,222 円
管理職手当	院長 88,000円 部長 78,850円 理事 73,040円 次長 63,910円 参事 59,760円 課長 58,650円 主幹 51,000円 課長補佐 48,400円 副主幹 42,240円 (減額後の額)	異なる	一般行政職では院長にかかる手当はなし	88,673 千円	692,755 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から午前5時 までの間に勤務した 場合に支給	同じ		65,892 千円	198,469 円

初任給調整手当	医師で一定年数内に採用された職員 159,100円 (最高支給限度額)	同じ		150,648 千円	1,673,865 円
宿日直手当	医師 30,000円 薬剤師 13,600円 その他 7,200円	異なる	一般行政職 ではすべて 6,400円	131,366 千円	684,196 円

(注) 支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を平成22年4月（夜間勤務手当、宿日直手当は5月（4月実施））の各手当支給職員数（再任用職員を含む一般職）で除した額です。

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間あたり38.75時間と定められており、原則、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。そのうち、午後0時から午後1時までの間は休憩時間となっています。なお、一部の職場においては、その業務の実状に応じて勤務時間の割り振りを行っている場合があります。

2 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年（年度）につき最高20日間付与され、前年（年度）からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明に基づき最小限度必要と認められる期間をその治療に専念させる目的で設けられた休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。（次表参照）
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

<特別休暇の種類及び日数>

取得要件	期間又は日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める期間
女子職員の出産の場合	出産予定日7週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間
妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が妊娠又は出産に関し、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
女子職員が生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内においてその都度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者は10日、父母は血族7日・姻族3日、子は血族5日・姻族1日、祖父母は血族3日・姻族1日、孫は血族1日、兄弟姉妹は血族3日・姻族1日、伯叔父母は血族1日・姻族1日の範囲内の期間
職員の配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	それぞれ1日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認める期間
災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認める期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する7日の範囲内の期間
職員の妻の出産の場合	2日の範囲内においてその都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認める期間
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認める期間
夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内において7日

自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)において5日の範囲内で必要と認める期間
長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤続10年を経過した職員にあっては勤続10年に達する日が属する年度の翌年度において1日、勤続20年を経過した職員にあっては勤続20年に達する日が属する年度の翌年度において連続する2日の範囲内の期間、勤続30年を経過した職員にあっては勤続30年に達する日が属する年度の翌年度において連続する3日の範囲内の期間
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の7週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間

3 年次有給休暇の取得状況

区分	平成22年度	(参考)平成21年
平均取得日数	11.5日(前年度比±0)	11.5日

(注)1 平均取得日数は、4月1日から3月31日までの市長事務部局の一般職の平均取得日数です。

4 育児休業等の状況

(1) 育児休業

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度で、休業をしている期間については、給与は支給されません。

(2) 育児短時間勤務

育児短時間勤務とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1週間又は1日の勤務時間を短時間として勤務する制度で、短時間勤務をしている期間については、給与がその勤務時間に応じて割合按分されます。

(3) 部分休業

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間については、給与が減額されます。

<育児休業・育児短時間勤務・部分休業の状況>

区分	平成22年度				平成21年度				増減	
	休業者等数	休業者等数		休業者等数		休業者等数		うち男性	うち女性	
		うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性			
休業等の種類及び	育児休業(構成比)	158人	3人(1.9%)	155人(98.1%)	150人	1人(0.7%)	149人(99.3%)	+8人	+2人	+6人
	うち新規(構成比)	79人	3人(3.8%)	76人(96.2%)	66人	0人(0.0%)	66人(100.0%)	+13人	+3人	+10人
	育児短時間勤務(構成比)	14人	0人(0.0%)	14人(100.0%)	11人	0人(0.0%)	11人(100.0%)	+3人	±0人	+3人
	うち新規(構成比)	12人	0人(0.0%)	12人(100.0%)	6人	0人(0.0%)	6人(100.0%)	+6人	±0人	+6人
	部分休業(構成比)	32人	1人(3.1%)	31人(96.9%)	34人	0人(0.0%)	34人(100.0%)	▲2人	+1人	▲3人
	うち新規(構成比)	16人	1人(6.3%)	15人(93.8%)	20人	0人(0.0%)	20人(100.0%)	▲4人	+1人	▲5人

5 時間外勤務の状況

区分	平成22年度	(参考)平成21年度
月あたり平均時間外勤務時間数	10.5時間(前年度比▲0.8時間)	11.3時間

(注)月あたり平均時間外勤務時間数は、一般職のうち時間外勤務手当対象職員の4月1日から3月31日までの年間時間外勤務時間数を対象職員数で除したものを、さらに12月で除したものです。

なお、休日勤務時間数を含みます。

第4章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（平成22年度）

処分内容	処分を受けた職員数	処分事由
免職	0人（前年度比▲1人）	休職 心身の故障
降任	0人	
降給	0人	
休職	35人（前年度比+7人）	

2 懲戒処分の状況（平成22年度）

処分内容	処分を受けた職員数	処分事由
免職	1人（前年度比+1人）	免職 非違行為 停職 非違行為 戒告 非違行為
停職	1人（前年度比▲3人）	
減給	0人（前年度比▲1人）	
戒告	1人（前年度比+1人）	

第5章 職員のサービスの状況

1 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業等の従事制限（同法第38条）など、サービス上の強い制約を課しています。

2 職務専念義務免除の状況

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とされています。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

区分	免除件数	免除事由
平成22年度	47 件	国民体育大会への参加等

3 営利企業等従事の許可状況

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（地方公務員法第38条）とされています。

区分	許可件数	従事内容
平成22年度	3 件	大学等での研修講師等

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の概要

実施した研修は、合計で36コースあり、のべ研修人員は2,876人です。

＜研修体系及び実施状況＞

職場研修	日常業務研修、部門別専門研修			
一般研修 2,650人	階層別研修 1,343人	主事補・技師補級	新規採用職員研修 (前期・接遇・後期)	川口市魅力発見プロジェクト、公務における接遇、自立(律)型職員を目指して等
			初級職員研修	公務員制度、政策形成基礎等
		主事・技師級	上級職員研修	公務員倫理、政策形成能力開発
			法律講座	地方自治法、地方公務員法等
		主任級	グループ課題研究	政策形成
			主任級職員研修Ⅰ	ストレスコーピング、公務員倫理
	係長級	主任級職員研修Ⅱ	交渉能力向上、政策法務等	
		新任係長研修	部下の指導・育成等	
		係長級研修Ⅰ	第一線のリーダーの役割等	
	課長補佐級	係長級研修Ⅱ	経営能力養成	
新任課長補佐研修		OJT応用実践、メンタルヘルス等		
専門研修 1,307人	課長級	新任課長研修	リスクマネジメント等	
		管理者研修	ハラスメント防止	
派遣研修 226人	学校等 116人		自治大学校、大学院、国土交通大学校、全国建設研修センター、市町村職員中央研修所等	
	彩の国さいたま人づくり広域連合 89人		専門研修	
	講師養成研修 15人		JST、JKET、接遇	
	海外派遣研修 2人		/	
	民間企業派遣研修 4人			
自主研修	市長に提言する政策提言チーム			
	自己啓発	図書斡旋		

2 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要等

毎年、原則として10月1日現在において、部長及び部長相当職を除く全職員を対象に、勤務評定を実施しています。この評定結果は、昇任、研修、配置転換等に活用しています。

第7章 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度は、埼玉県市町村職員共済組合が実施しています。共済組合では、組合員である職員とその被扶養者の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等の「福祉事業」の3つの事業を行っています。

また、地方公務員法第42条に定める職員の相互扶助及び福利の増進を目的として、職員互助会において、職員の冠婚葬祭に際しての給付や生活物資の斡旋等の事業を実施しています。

2 福利厚生制度に係る市の負担状況（平成22年度）

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています（掛金率・負担金率については法定）。

また、職員互助会の事業を運営する費用についても、会員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。

区分	市負担金額
埼玉県市町村職員共済組合	4,521,975 千円
(財)川口市職員互助会	65,738 千円

3 公務災害の発生状況（平成22年度）

職員の公務災害補償制度は、地方公務員災害補償基金埼玉県支部が実施しています。基金は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法により定められています。

区分	認定件数
公務災害	36 件（前年度比▲10 件）
通勤災害	9 件（前年度比+7 件）

第2編 公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
平成22年度は、勤務条件に関する措置要求はありませんでした。
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況
平成22年度は、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。